

## 次期 熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定の考え方

## 1. 総合計画と総合戦略について

## (1) 熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略

熱海市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、少子高齢化、人口減少への的確に対応し、東京圏（東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県）への人口の過度の集中を是正し、将来にわたって活力ある地域社会を維持するため、「豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成」「地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保」「地域における魅力ある多様な就業の機会の創出」を一体的に推進するため、これらに関する施策を計画的に実施するために策定をしたものです。

## (2) 第4次熱海市総合計画

第4次熱海市総合計画は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための「基本構想」と基本構想に掲げられた将来都市像の実現のため、必要な諸施策を体系的に示す「基本計画」で構成され、令和2年度末までが計画期間とされています。

## 2. 現行総合戦略の状況

(1) 現行のまち・ひと・しごと創生総合戦略は、令和元年度末までが計画期間とされています。

(2) 総合戦略は、総合計画と整合性を図りながら策定しており、現行の総合戦略は、地方創生に資する事業を抽出して、地方創生の観点から体系化しています。

## 3. 総合戦略策定の必要性

(1) 内閣府の地方創生推進交付金等の地方創生関連の交付金を活用する場合には、当該事業が総合戦略に位置付けられていることが要件です。

(2) 今年度は、2件の事業で地方創生推進交付金の交付の決定を受けており、継続して交付金を受けるためには、総合戦略を切れ目なく策定していくことが必要です。

## 4. 総合戦略策定の方法

(1) 現行の総合計画は、令和2年度までが終期となっており、現在、令和3年度を始期とす

る次期総合計画の策定に取り組んでいます。

- (2) 現行総合戦略の終期に合わせて令和2年度を始期とする次期総合戦略を策定する場合、令和3年度を始期とする次期総合計画との整合性を図ることが困難となります。
- (3) 次期総合計画が策定される令和3年度以降、次期総合戦略の内容は総合計画と乖離する可能性があります。

年度	H30 2018	R1 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027
総合計画	第4次総合計画			次期総合計画（前期基本計画）					（後期基本計画）	
総合戦略	現総合戦略		延長	次期総合戦略（前期基本計画に統合）					後期に統合	
※	次期総合戦略							次々期総合戦略		

※は、国の総合戦略の計画期間を表しています。

総合戦略が先行することにより、次期総合計画との整合が図りにくい

- (4) このため、総合戦略の計画期間を1年延長（令和2年3月末までを令和3年3月末までに）し、総合計画と総合戦略を一体的で効率的・効果的な推進を図るため、次期総合戦略を、総合計画基本計画内に統合し、計画期間を総合計画と合わせます。

## 参考

地方版総合戦略等の進捗状況等に関するQ&A（平成31年3月27日内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局資料より抜粋）

- ・総合計画と総合戦略を1つにすることについて

総合計画等が地方版総合戦略としての内容を備えているような場合には、総合計画等と地方版総合戦略を一つのものとして策定することは可能であると考えられます。

ただし、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

- ・総合戦略の期間を延長することについて

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があるため、地方版総合戦略の計画期間は、可能な限り、国の次期「総合戦略」の計画期間に合わせていただきたいと思います。地方創生の取組の基本的な計画である地方版総合戦略に切れ目が生じないのであれば、各地方公共団体の実情に応じた計画期間を設定することも、やむを得ないものと考えています。

ただし、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第9条及び第10条の規定により、都道府県の地方版総合戦略は国の総合戦略を勘案して、市区町村の地方版総合戦略は国の総合戦略及び都道府県の地方版総合戦略を勘案して、それぞれ定めるよう努めなければならないことにご留意ください。

## 5. 総合戦略の1年延長の方針

(1) 計画期間	・平成27年度～令和元年度の5年間 ⇒ 平成27年度～令和2年度の6年間とします。
(2) 主な施策	・現在掲げている施策を基本とします。
(3) 数値目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標やK P I（重要業績評価指標）の数値は、現時点で目標数値を達成済で来年度においても、更に増加が見込めるものについては、必要な見直しを行います。</li> <li>・上記以外のものについては、1年間で数値の大きな変化は想定しにくいことから、新たな数値目標の設定については、令和3年度からの次期計画で行います。</li> </ul>